

お役立ちコラム Vol1

～いま、知りたい、健康のこと、お金のこと、保険のこと～

J R東日本グループ保険サービス
株式会社ジェイアール東日本商事

お役立ちコラムVol1のテーマは「自転車の安全運転」

春の全国交通安全運動が実施されました！

今回のコラムでは、毎年4月の上旬に展開される春の全国交通安全運動を取り上げます。

内閣府は運動重点（全国重点）として、以下をあげています。

「自転車による危険な運転が後を絶たず、自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上に対する国民の関心が高まっていること、また、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだに低調であること、さらに、重大事故の原因となる飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として後を絶たないことなどから、次の3点を全国重点とする。

- (1) 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
- (2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 飲酒運転の根絶

本コラムでは、上記の（1）～（3）のうちから、（1）自転車の安全利用の推進について詳しく紹介します。

自転車安全利用五則（平成19年7月10日交通対策本部決定）

1

自転車は、車道が原則、歩道は例外

2

車道は左側を通行

3

歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

4

安全ルールを守る

（飲酒運転・二人乗り・並進の禁止/夜間はライトを点灯/信号を守る/交差点での一時停止と安全確認）

5

子供はヘルメットを着用

出典：内閣府「平成28年春の全国交通安全運動推進要綱」http://www8.cao.go.jp/koutu/keihatsu/undou/h28_haru/youkou.html

自転車は道路交通法上の軽車両です。被害者だけでなく、加害者になる可能性もあります。さらに自転車事故の加害者に高額な賠償金を命じる判例が相次いでいます。安全利用五則を必ず守り、自転車事故を起こさない、巻き込まれないように心がけたいですね。

PICK UP！改正道路交通法

平成27年6月1日から、改正道路交通法の施行に伴い、自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと自転車運転者講習を受けることとなります。

【講習の対象となる危険行為の例】信号無視 一時不停止 酒酔い運転 ブレーキ不良自転車運転

自転車向け保険に加入したい！

●JR東日本グループの皆さま

『スーパーグリーン保険傷害補償プラン』なら、自転車リスク（ご自身のケガ、相手への賠償責任）もカバー！

詳しくはコチラ：https://www.ejrt.co.jp/hoken/super_green/injury.html

●JR東日本グループ以外の皆さまには『自転車向け保険』

詳しくはコチラ：<https://www.ejrt.co.jp/hoken/individual/>